

経済的効率性を超えて

藤 田 安 一*

はじめに ——問題の所在——

- I 経済的効率性と企業社会
 - II 現代日本の社会構造改革と経済的効率性
 - III 経済的効率性と「日本的経営」への反省
 - IV 経済的効率性と収益性
 - V 経済的効率性に代わる新たな価値基準
 - VI 規制緩和と自己責任
 - VII 金融システム改革と自己責任社会の問題点
 - VIII 経済的効率性優先社会の帰結
- おわりに

はじめに ——問題の所在——

経済は、人間にとって生活するための手段であって目的ではない。経済の目的は、貧困を失くして人々が安心して暮らせる社会を創造することにある。それなのに、いつのまにか経済それ自体が目的となってしまって、景気回復のためには、リストラによる大量解雇も正当化され、その結果、失業による生活難という深刻な貧困を招来し、人々が安心して暮らす社会を破壊する事態が進行している。これでは、何のための経済なのか、と問われてもしかたがない。根本的に、経済が社会に対してもつ意味を考えなければならない時期に、いま日本はさしかかっている。

経済だけではない。政治、財政、社会保障、教育など、これまでわが国の社会システムを構成してきた主要な要素についても同様のことが言える。しかも、これらが現在、ことごとくシステム改革の波に洗われようとしている。そして、その改革が急激であればあるほど、もてはやされるような風潮がある。改革を急ぐあまり、その目的と手段をとり違い、人間と社会にとって、とり返しのないダメージを与えてしまうことがあってはならない。

そうした愚行をおかさないうために、現在のような歴史的転換期にあたって、安易に「時代の流れ」という改革の風潮に無批判に身をまかせるのではなく、どのような社会がそこで生きる人間にとって必要なのか、が真摯に問われなければならないであろう。そのような意味において、まさに社会の変化を歴史の流れの中で位置づけ、未来に向けてその社会にあり方を総体として問う社会哲学が、

* FUJITA Yasukazu 経済学（財政金融論，日本経済論）専攻

現在の日本ほど必要とされる時代はないと言える。本稿は、こうした観点から、従来の日本社会のあり方を反省し、今後の日本社会のあるべき姿を示そうとした私のささやかな問題提起である。

本稿の課題を、はじめに明確にしておこう。

「歴史の進歩とは何か」あるいは「社会の発展とは何か」という問いを発するやいなや、その問いの中にある「進歩」や「発展」は、どのような価値基準にもとづいた進歩や発展なのか、たちまち問題となる。

もちろん、人によってさまざまな価値基準を設定することは可能であろう。しかし、それぞれの時代には、その時代背景を投影した、いわば代表的な価値基準が存在するものであり、時には、それが強引に社会を現実的に改革する指導理念となる。

この理念が、こうして社会のありようを決定する力をもつだけに、その時代の価値基準を抽出し、それが現実に果たしている役割を明らかにすることは重要な意義をもっている。さらに、その価値基準が社会の「進歩」や「発展」にそぐわないものであれば、その問題点を明らかにしつつ、新たな価値基準を設定し直さなければならないであろう。

本稿の課題は、以上の問題意識にたつて、現代日本の支配的な「進歩」や「発展」の価値基準を抽出し、その批判的検討をつうじて、新たな価値基準を提起し、その正当性を論証することにある。

まず初めに、現代日本の支配的な価値基準とは何か、それを抽出することから始めよう。

I 経済的効率性と企業社会

経済企画庁は、『個人優先社会をめざして』というレポートにおいて、戦後わが国の社会システムを経済効率第一主義と特徴づけ、つぎのように述べている。

「戦後、日本国民は経済復興、経済発展に営々と努力を重ねて来た。そして、国民の勤勉と関係者の努力のおかげで、日本経済は開発途上国なみの水準から世界一と言われるところまで発展して来た。これは確かに偉大な成功であったが、国民のエネルギーを経済発展に集中した結果として経済効率第一主義の社会システムができ上がり、また人々の考え方の中にもそれが強く根を下ろしてしまった。

そのために狭い意味の企業、つまり民間会社だけでなく政府や公共機関、公益事業や自由業などあらゆる分野にわたって、仕事の効率第一、職業中心のシステム、習慣、考え方が確立してしまった。仕事のために個人生活や家庭生活を犠牲にすることを厭わない、或いは悪としない風潮もできてしまっている。長い労働時間と通勤時間、狭い、或いは質の悪い住宅、産業設備に対する生活関連社会資本の整備の遅れ等は、全てこのような日本社会の経済効率第一主義の構造の生み出したものと言えるであろう。」⁽¹⁾

このように、上記のレポートは、現代日本の社会を経済効率第一主義のシステムにもとづくものであるとの認識のもとで、そのようなシステムを「企業中心社会」という概念で捉え、この「企業中心社会」を「個人生活中心社会」へと転換すべきである、と主張する内容になっている。

ここで言う「企業中心社会」とは、さしあたり、「企業をはじめとする組織の存在が拡大しすぎ、その目的や行動原理が、個人の社会のそれに優先し、個人生活の自由度が制約された社会」⁽²⁾であると定義し、「個人生活中心社会」とは、「人間として多面的な側面を持つ個人が、各々の価値観に応じて自己実現を試み、多様なライフサイクルを志向する社会」⁽³⁾であると定義しておこう。

この企業中心社会のあり方を、かつて『朝日新聞』は、その社説「会社が幅をきかず時代とは」において、つぎのように鋭く批判したことがある。

「それにしても、日本ほど会社が幅をきかせている国はあるまい。経済大国を築き、支えているのが会社で働く人という意味あいだけではない。『効率』や『利潤』という会社の行動原理が、国や地域社会にも大手をふってまかり通り、多様な価値観はすみっこに押しやられている。」⁽⁴⁾

このように、効率性を優先する企業の行動原理が、社会の多様な価値観を排除することの危険性を指摘したうえで、上記の社説は、企業を改革する3つの視点を提示した。

第1に、時代に合わなくなった企業の経営理念を再構築し、広く社会に発信すること。第2に、地域社会と環境への責任を果たすこと。そのために、企業も社会の一員としての自覚を持ち、良き企業市民（コーポレートシチズン）として振る舞うこと。第3に、働くものに対して、個人の自由な生き方を認めるような柔軟な組織を確立すること。

こうして、経済的効率性を最優先する企業社会のあり方を、生活者の視点から見直そうとする動きが始まった。それは、以下のような時代背景のもとで、つぎのような経緯をたどったのである。

戦後わが国は、生産優先、企業優先にもとづく産業保護政策を柱に、1970年代まで、「経済効率第一主義」のルールの上を、ひたすら走りつづけてきた。しかし、1980年代に入り、日本全体が経済的豊かさに酔いしれているかに見えた足下で、その地盤を激しく揺さぶる事象が襲った。言うまでもなく、対外的には、貿易摩擦の一層の激化とそれを口実とする日本経済への攻撃であり、国内的には、過労死に至る長時間労働や労働強化、地価の異常な高騰や住宅難などが、それであった。

これらは、今後の日本経済の発展を制約する深刻な要因として認識されただけでなく、従来の企業原理を優先した経済効率至上主義的な日本社会のあり方に、抜本的な反省を加えるものとなった。そして、経済の豊かさを国民が実感できるように、既成のさまざまな社会システムを生活者の視点から見直そうとする動きが、社会各層の間から起こってきたのである。

こうした生活者重視の発想は、1990年代に入り、企業社会から脱却し、「経済大国」に代わって「生活大国」の実現をめざそうとするスローガンとなって、さっそく政府の新経済計画にも盛り込まれた。経済企画庁が1992（平成4）年7月に発表した『生活大国5カ年計画——地域社会との共存をめざして——』では、つぎのように述べられている。

「真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、今後、我が国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会の在り方を総点検し、自己実現の機会が十分与えられたより自由度の高い社会を実現すべきである。その意味で、人間一人一人を尊重する視点が重要である。……つまり、国民一人一人が豊かさゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフ・スタイルが確立された社会としての『生活大国』への前進が図られなければならない。」⁽⁵⁾

こうして、一人一人の国民が生活の中で豊かさを実感でき、快適な生活環境のもとで、等しく自己実現の機会を得られる社会を求めようとする国民の願いは強く、政府をして「経済大国から生活大国へ」を政策のスローガンに掲げさせた。

しかし、こうした動きもつかの間、1980年代後半つづいてきたバブル経済が崩壊し、深刻な不況を呈するようになるにつれて、企業社会を変革して生活大国へ、のスローガンはいつの間にか立ち消えて、景気回復のスローガンのもと、経済的効率性が以前にも増して声高に叫ばれていったのである⁽⁶⁾。

II 現代日本の社会構造改革と経済的効率性

しかも注目すべきは、この経済的効率性が経済分野だけの指導理念となっただけではなく、その他の分野の改革にも広く、かつ強力に適應されていったことである。その象徴的な出来事が、1996年11月に打ち出された橋本首相による5大改革の提唱であった。

そこでは、現在の高度情報化や急速な少子高齢化に従来の社会システムが適應できなくなったという認識のもと、経済的効率性にもとづいて、経済構造改革、金融システム改革、財政構造改革、行政改革、社会保障構造改革を実施することが述べられ、さらに、翌年1月には教育改革を追加して、計6つの分野での改革を一体的に実施することが宣言されたのである。

したがって、以上の6大改革を提唱した橋本首相の所信表明演説（1996年11月29日）や施政方針演説（1997年1月20日）の中に、効率性ないし効率的という言葉が、いかに多く散りばめられているか、読んだものを驚嘆させる。まさに、効率性のオンパレードである。2、3紹介しよう。

まず、経済構造改革を提唱するに際して、つぎのように述べている。

「景気の回復に万全を期することは当然であります。富を拡大する経済力、技術力がなければ、豊かな国民生活はもちろん、健全な財政や質の高い福祉は実現できません。国境を越える企業活動が飛躍的に増大し、国のシステム自体が産業の国際競争力を左右する時代において、経済全体の効率性と柔軟性を高めることは、国家的課題であります。産業の空洞化や本格的な高齢社会の到来への対応が手遅れにならないよう、経済構造改革のための総合的な対策を早急に講じなければなりません。」⁽⁷⁾（傍点は引用者）

また、行政改革の提唱では、つぎのように述べられている。

「わが国の行政システムは、戦後、貧困や社会の不平等を解消しながら、効率的に経済を発展させるという明確な政策目標の下では有効に機能してまいりましたが、近年、複雑多岐にわたる行政課題に直面し、その限界を露呈しております。時代の変化に的確に対応でき、国民のニーズに合ったサービスを効率的に提供できる行政に生まれ変わらせるために、行政サービスの内容と提供のしかたを抜本的に見直さなければなりません。」⁽⁸⁾（傍点は引用者）

さらに、社会保障構造改革でも、つぎのように効率性が強調されている。

「急速な少子高齢化が進展する中で、給付と負担の均衡がとれた社会保障をいかに実現するかは、国民の公的負担水準とかかわる重大問題であります。社会保障の費用は、本人の負担か事業者の負担か、税金を使った国や地方の負担かにかかわらず、だれかが負担しなければならないものです。個人の尊厳と自立・自助努力を縦軸として確立した上で、社会の連帯の精神を横軸に据え、民間の参入を促しながら、利用者の選択に応じ、質の高いサービスを効率的に提供できる社会保障制度を整備してまいります。」⁽⁹⁾（傍点は引用者）

「大幅な赤字体質となっている医療保険制度を、このまま放置することは許されません。国民皆保険の仕組みを維持しながら、適切かつ効率的な医療サービスを安心して受けられるよう、今国会に提出する法案を出発点として、医療の提供体制と保険制度全般にわたる総合的な改革を行います。」⁽¹⁰⁾（傍点は引用者）

もう、この辺でいいであろう。こうした執拗なまでの経済的効率性の強調が、上記の橋本首相による演説の特徴であったと言ってよい。ここでは、社会構造全般にわたる改革の指導理念が経済的効率性であり、この理念が社会発展の価値基準と認識されている姿が、この演説の中に浮き彫りに

なっているということを確認すれば十分であろう。

こうして、1990年代に入って、わずか5年足らずの間に、個人の多様な価値観にもとづくライフ・スタイルの尊重とそれに基づけられた「生活大国」の提唱は、もの見事に背後にしりぞいていった。この行政の変わり身の早さといい、経済的変動に著しく左右される脆弱な社会の姿といい、成熟社会への日本の道のりの遠さと険しさを痛感させられるのは、決して私一人ではあるまい。

ともあれ、つぎには経済的効率性とは何かについて一考した後、いよいよ経済的効率性の問題点の解明に移ろう。

III 経済的効率性と「日本的経営」への反省

経済的効率性とは何か。館 龍一郎氏は次のように述べている。

「経済学で効率という場合、技術的な効率と社会的な効率の2つの効率性を含む概念として使われるのが普通である。第一の技術的効率は、ある商品を生産する場合、最低のコストで生産するという意味での効率性であって、別の言い方をすれば無駄を排除するということである。他方、社会的効率というのは資源・資金を最も必要とする分野に配分するという意味であって、パレート最適の状態では当然、この条件が満たされていなければならないのである。」⁽¹¹⁾

上記の引用文からも明らかなように、前者の技術的効率とは、同一の商品をできるだけ低いコストで作ることを可能とするような技術上の効率性を意味する。それに対して、後者の社会的効率は、資源や資金部門の分野に配分されるという配分上の効率性を意味する。経済的効率性とは、この両者の意味を含み、一見、何の問題もないようにみえる経済的効率性の定義ではあるが、この効率性が現実の経済活動や企業活動で追求されるようになると、さまざまな問題が生まれてくることを知っておかなければならない。

ここでは、製造業とサービス業である金融業とを取り上げ、それぞれの分野における経済的効率性の問題点をみておこう。

まず、製造業について。

わが国では、1980年代に入り、自動車・エレクトロニクス・工作機械などさまざまな分野での効率性の追求と、国際競争力の強化を背景として輸出の急増がはかられていった。その結果、海外との貿易摩擦をますます強め、それは経済問題にとどまらず政治問題化した。特に、欧米各国で、自国市場へのこれ以上の日本製品の進出を法的・政治的に阻止しようとする動きが強まっていった。

こうした事態を背景に、かつてソニーの会長であった盛田昭夫氏が、「『日本の経営』が危ない」(『文芸春秋』1992年2月号)という論文で、つぎのように日本企業の経済的効率性を批判したことがある。

当時、海外から声高に日本批判がおこなわれていることに対して、日本企業の経営者から「良い製品を安い価格で提供することが、どこが悪いのか」と反発の声が強かった。当初は、盛田氏自身もこうした考えであったと認めたとうえで、その後、経団連を代表してヨーロッパのビジネスマンやECのリーダー達と意見交換することにより、徐々に考えが変わっていったことが説得的に述べられている。端的に言えば、日本企業の国際競争がフェアでないやり方で強化されていることに気づくのである。

第1に、日本企業の価格設定のやり方が、まずライバル企業を打ちまかすべき市場獲得のために販売価格が先に決定され、その価格で売れるように、コストや利益を削っていくという方式が取ら

れる。これでは、欧米企業のように、材料費、人件費、研究開発費、広告費などの生産・販売にかかるコストの積み上げプラス利益の合計で製品の価格を決定するやり方とは明らかに違い、はじめから日本企業に有利で欧米企業に不利である。市場でのフェアな競争とはいえない。

第2に、企業で働く従業員の労働時間および給与水準において、日本企業の労働者は欧米の労働者に比べて、極めて不利な状況におかれている。1989年の年間総労働時間を比較してみると、日本が2159時間なのに対して、アメリカは1957時間、旧西ドイツは1638時間、そしてフランスは1646時間と大きな格差が存在している。また、労働分配率を比較してみると、1980年から84年の5年間の平均でみて、日本の77.8%に対してアメリカは80.3%、旧西ドイツは88.8%、そして89.2%と開きがみられ、日本と欧米とは、勤労者への成果配分上において大きな格差がみられる。

第3に、企業の株主に対する配当が、日本企業の場合には欧米企業に比べて非常に低い。いま、株主配当性向を比較すると、日本が30%であるのに対して、アメリカは54%、イギリスは66%とその格差は歴然としている。

第4に、日本における大企業と下請企業の関係においては、欧米では両者に対等の関係がみられるのに対して、日本では納入価格や納期などの取引条件の面で、大企業に有利で下請企業には不利なシステムになっている。

第5に、企業とその企業が立地している地域社会との関係をみると、日本企業は米国企業と比較して地域社会への貢献は極めて消極的である。それを表す指標として対税引前利益比をとると、日本が0.33%であるのに対して、アメリカは1.55%と大きな開きがある。

以上の諸点を上げ、具体的に日本企業のアンフェアな体質を明らかにした後、盛田昭夫氏は結論として、日本企業の経済的効率性を、つぎのように批判した。

「これまで日本企業は競争に勝ち抜くことに意を注ぎ、効率ばかりを追求するあまりに、企業活動に際して、前述のような諸側面を十分配慮して来なかったのではないのでしょうか。今後、効率の犠牲となってきたこうした諸点を、企業は十分考慮し、適正なマージンを付加しつつ価格を決定していかなければいけません。そしてそのうえで競争力を維持していくことを心がけなければならないのです。」⁽¹²⁾

このように、日本を代表する大企業の経営者が、これまで正当だと思ってきた経済的効率性という価値基準を自ら反省し、グローバル化が進む現在の国際市場においては、もはや経済的効率性を優先させた日本企業のあり方が不適切であると述べたことは、非常に重要な意味を持つ。

なぜなら、第1に、盛田氏の指摘にもかかわらず、現在日本企業の主な動向は、依然として国際競争力をより一層強化するために経済的効率性を優先させる経営路線をつき進んでおり、ゆき着く先は、再び諸外国との貿易摩擦の激化によって激しい日本批判が起こる可能性があるからである。第2に、それを避けて日本の企業がフェアな競争を展開し国際協調を維持しようとするならば、その改善方向が盛田氏の論文において、企業の価格決定の方法、従業員の労働時間や給与、企業の株主への配当、大企業と下請企業との関係、企業と地域社会との関係など、多方面から提起されているからである。

IV 経済的効率性と収益性

つぎに、金融業における経済的効率性の問題点を検討しておこう。

1970年代に始まった金融自由化の動きは、わが国の場合、80年代に急速に進展し、従来の日本の

金融システムに大きな影響を及ぼした。とりわけ各金融機関は、金融自由化による生き残りをかけて、厳しい環境に耐えるための経営体質の改善をめざし、効率性という名で、あからさまな収益至上主義に傾いていった。例えば、住友銀行の頭取・小松 康氏は、1985年夏に開かれた金融財政事情研究会主催の「トップ・セミナー」で、次のように語った。

「そこで、今後の銀行経営はいかにあるべきか。私が常々考えているところをお話したい。まず、基本的な経営姿勢として重視すべきであると思うのは、次の2点である。第1は、収益重視を行内のすみずみまで徹底することである。加速的な環境変化に直面して、何をするにも最終的に頼れるのは自らの知恵と体力だけであると思う。その知恵と体力を、最も効率的かつ最大限に導き出すためには、ためらうことなく収益拡大を最優先の経営目標として掲げることが肝要であろう。……第2は、明確な経営戦略を策定し、経営者と従業員、本店と支店が一体となって経営、業務に邁進する体制を整備することである。」⁽¹³⁾ (傍点は引用者)

こうした銀行や証券会社による収益至上主義的な経営戦略の必然的帰結として、小口投資家を犠牲にした大口投資家への損失補填や、暴力団と癒着した株の仕手戦での株価のつり上げとそのため融資、都市銀行による架空預金証書の偽造とそれをもとにした不正融資等、数々の金融・証券スキャンダルが発生した。そして同時に、1980年代後半から90年代にかけてのバブル経済の発生と崩壊は、金融機関の不良債権問題等に由来する金融システムの不安定性を、一躍、国民の前にクローズアップさせたのである。

それだけではない。この時期、銀行では、従業員の残業手当の支給に関し「時間外賃金の予算化」を進めたため、予算枠を超える残業時間があっても従業員に残業手当を支払わない、いわゆる「サービス残業」が常態化したのである。これは、明らかに金融機関による労働基準法違反であり、従業員の基本的人権に対する侵害であり、金融機関が果たすべき自己の労働者への社会的責任の放棄である。その結果、長時間労働や過密労働からくるストレスと疲労に銀行員がおそわれ、1980年代の銀行は「過労死」を代表する企業となった。

さらに重要なことは、こうした銀行員のおかれた職場での苛酷な状態が、一連の金融不祥事を引き起こす要因となったことである。この点を、『読売新聞』は「残業手当、都銀など労働法違反」という見出しで、つぎのように述べている。

「現在、都銀の男子行員の月平均残業時間は20～40時間程度と言われる。バブル（泡）の崩壊で、ひところよりはかなり労働密度は緩和されてきたとされるが、今回の調査結果は依然として一部で長時間残業が恒常化していた。『案件が次々と入り、書類作成などの処理に深夜までかかった』（都銀幹部）といい、一連の金融不祥事の遠因となった収益至上主義が過密労働に拍車をかけた。ノルマ達成を迫られた余裕のなさが、不祥事にたいする自己ブレーキが働かなかった原因のひとつ、との指摘もある。」⁽¹⁴⁾

1980年代後半のバブル経済期、銀行がその公共性を投げ捨てて極端な効率性重視の経営に傾き、ついに、不正融資事件や出資法違反事件などの社会的犯罪にまみれていった背景には、個々の金融機関で働く労働者が競争促進的な長時間かつ過密労働を強いられていたこと、したがって、こうした状態におかれた銀行員は、日々ノルマの達成に迫られ、自己の仕事のもつ社会的意義と責任を自覚する余裕もなくなるばかりか、自己の属する金融機関の行動とその経営状況をチェックできる立場から、ますます遠ざけられていたという事情がある。ここに、内部から金融機関の反社会的行為を抑止できなかった根本的原因があったと言えよう。

以上の事例は、分野を経済面に限っただけでも、経済的効率性を優先させた経済活動の問題点を

明確に示している。

さらに、現在わが国の社会的危機を深刻にし、社会不安を高めている原因に、この経済的効率性が経済以外の分野に大きな影響を与えていることに注目しておかなければならない。後に本稿のⅧ「経済的効率性優先社会の帰結」において検討するように、現在すすめられている年金制度や医療制度など社会保障制度の改革や、消費者保護の分野などに、経済的効率性優先を指導原理とするやり方がもち込まれて、深刻な問題を引き起こしている。それにもかかわらず、総理大臣の諮問機関である経済戦略会議は、1999年2月に出した最終報告において、日本の社会を平等社会から競争社会に創り変えることをスローガンに、つぎのように述べた。

「規制・保護や横並びに体質・護送船団方式に象徴される過度に平等・公平を重んじる日本型社会システムが、公的部門の肥大化・非効率化や資源配分の歪みをもたらしている。このため、公的部門を抜本的に改革するとともに、市場原理を最大限働かせることを通じて、民間の資本・労働・土地等あらゆる生産要素の有効利用と最適配分を実現させる新しいシステムを構築することが必要である。」⁽¹⁵⁾ (傍点は引用者)

こうした市場万能主義にもとづく社会システムの改革は、経済的効率性になじまない分野に、いっそう深刻な問題を生じさせることになるであろう。経済学的には、これらの分野は「市場の失敗」のために、行政のサポートが不可欠な分野である。それなのに、市場万能主義の考え方にもとづいて効率性を追求すれば、再びこれらの分野に「市場の失敗」をひきおこすのは明らかである。なぜなら、「市場の失敗」が起こるのは、市場原理が不十分にしか機能しないからではなく、市場原理が徹底すればするほど起きる現象が、まさに「市場の失敗」だからである。

V 経済的効率性に代わる新たな価値基準

以上で、現代の支配的な価値基準である経済的効率性の問題点が、ほぼ明らかになったであろう。では、これに代わる価値基準として何が適切なものか。つぎに、その問題を考えてみよう。

市井三郎氏は、その著『歴史の進歩とはなにか』において、「進歩」を科学・技術の効率性を基準に判断してきたこれまでの進歩史観を否定しながら、つぎのように進歩の価値基準を提起する。

まず、市井氏は、社会集団を形成する人間が、これまでのあらゆる時代において、人為的・自然的諸原因によって自ら責任を問われる必要のない事柄から、おびたしい苦痛をこうむってきたという歴史的事実を確認する。つぎに、人間がこの責任を問われる必要のない事柄から受ける苦痛を「不条理な苦痛」という言葉で表現した後、この不条理な苦痛が科学・技術によって軽減されたことは評価しながらも、科学・技術の成果を利用して自己集団のエゴイズムを他の人間集団におしつけることによって、とりかえしのつかない新たな不条理をつくりだしてきた歴史的事実も、同時に確認しておかなければならないと主張する。ここに氏は、科学・技術の「進歩」が歴史にもたらした深刻なパラドックス（逆説）の存在をみるのである。

このパラドックスから逃れるためには、従来の進歩史観すなわち科学・技術の発展を歴史の進歩とみなす見方を根本的に転換しなければならない。こうした考え方にたって市井氏は、歴史の進歩とは何かに答えて、「個人が自ら責任を負えないことがらに起因する不条理な苦痛を社会的に除去するかあるいは軽減すること」と定義するのである。氏自らの言葉では、つぎのように表現されている。

「科学的発見がそれ自体でもつ価値（知的好奇心の充足という価値）は十分に理解するとしても、

そのような科学的探求が社会的にもつ価値はいったい何なのか、という問題提起は当然に生じねばならない。……一言でいうならば、科学的探求が社会的（または歴史的）にもちうる価値とは、その探求がわたしのいう意味での《不条理な苦痛》を人間たちから除去（あるいは減少）することができる、という価値なのである。】⁽¹⁶⁾

この引用文にある不条理な苦痛とは、「おのおのの人間（ホモ・サピエンス）は、自らの責任を問われる必要のないことからさまざまな苦痛」⁽¹⁷⁾を意味している。

市井三郎氏が提起した、この歴史的進歩の価値基準に照らして、現代社会の進歩や発展を検証すると、現代社会は、どのように特徴づけることができるか。

先に私は、現代日本の社会を、経済的効率性が優先的に追求される社会であるという観点から見てきた。この経済的効率性を優先させる社会は、他の言葉で表現すると、そこで生活する人間自らは責任を負えないことがらに起因する不条理を増大させていく社会であり、それにもかかわらず、その責任を社会的に負おうとするのではなく、もっぱら個人が責任を自ら負うことを強要される社会である。その理由を、現在のわが国で声高に叫ばれている「自己責任」と「規制緩和」をキーワードに見ておこう。

ごく最近まで、現在の社会を読み解くキーワードとして、国際化、高齢化、高度情報化などがあげられていた。しかし、今日では、これに加えて「自己責任」という言葉が強調されつつある。あたかも、来たる21世紀は、まちがいなく自己責任の時代だと言わんばかりに、自己責任という用語が私たちの回りに氾濫してきている。例えば、つぎのように。

「それから、自分の家計設計を見直すことです。保険、預金、ローン、年金と、バランスを考えて組み直す。これからは、銀行員や生保レディを当てにせず、自分で調べなくてはダメ。彼等のいいなりになると、とんでもないことになりますからね。これからは、すべて自己責任の時代なんです。」⁽¹⁸⁾（傍点は引用者）

さらに、いま私の手元に、「心の安らぎを求めて」というサブタイトルをつけた『自己責任時代のライフプラン指南』という本がある。そこには、つぎのように書かれている。

「多くの日本人の傾向として、これまでは他人もしくは集団に依存しながら自己の存在を認識してきたきらいがあります。その代わりに帰属意識をもって所属する集団の期待に応えてきたのです。しかし、いまやそうした人間関係だけでなく、自己責任が問われはじめてきています。すなわち、所属する集団と個々の関係を維持発展していくために、自己の責任を明確にして自律的に果たしていくことが21世紀の生き方といえます。」⁽¹⁹⁾（傍点は引用者）

みるように、「自己責任は21世紀の生き方」とまで強調されている。そして上記の著書には、この自己責任の原則にもとづいて、いかに家庭生活を送っていくか、いかに生きがいや働きがいをもつか、はたまた、人生最後の大往生をいかに準備するかに至るまで懇切に説かれている。

以上のように、別に目新しい言葉ではないこの「自己責任」が、なぜ今、声高に叫ばれてきているのか。それは、現在の社会および今後の社会にとって、どのような意味をもつのか。つぎにこの点を、規制緩和との関連で明らかにしておこう。

VI 規制緩和と自己責任

経済学的には、ケインズ主義的福祉国家を批判する新古典派経済学、マネタリズムや合理的期待形成学派などのサプライサイド経済学を理論的基礎に、政治的には、1980年代初頭からイギリスの

サッチャー政権、アメリカのレーガン政権、日本の中曽根政権に代表される権力をバックに、資源の効率的配分を、市場における自由競争のもとで実現しようとする考え方が急速に台頭してきた。それを新自由主義と呼び、A・ギャンブルは新自由主義の特徴を、「自由経済の伝統的自由主義擁護と国家権威の伝統的擁護の結合である」⁽²⁰⁾と述べている。

規制を敵視し、市場メカニズムの働きを過度に評価する、この新自由主義の原理にもとづいて、当然のことのようにならぬ近年、社会のあらゆる分野にわたって強力に規制緩和がすすめられている。本稿のテーマにある「自己責任」との関連で言えば、この規制緩和論には、失敗のリスクを自ら負う「自己責任」社会を確立することによって、はじめて市場競争が促進され経済的効率性が高まるという考えがつきまとっている。それゆえに、必ずこの種の考え方には「自己責任」が強調されることになる。

たしかに、商品交換社会の中で自己責任という概念は、商品やサービスを提供する側の自己責任と、その商品やサービスを提供される側の自己責任との2通りの意味をもっている。しかし、いま声高に叫ばれている「自己責任」は、明らかに後者の商品やサービスを提供される者、すなわち消費者の自己責任に重点がおかれていることは言うまでもない。

この消費者の自己責任を規制緩和論との関連で論じれば、つぎのような鈴木淑夫氏の主張となる。「規制緩和で消費者が豊かになれるということですが、それはそのとおりで、規制緩和して競争を促進すれば、安いもので質のいいものが出てくるわけです。」⁽²¹⁾と、規制緩和を無条件で肯定しておいて、すぐさま次のように述べている。

「消費者に言いたいのは、そのようにさまざまな品質、さまざまな値段のものが出てきて、選択の幅が広がるということは、消費者の選択が難しくなることでもあるわけです。その場合、規制緩和して市場メカニズムを貫徹させるということですから、これは消費者も自己責任でよく調べて、自分の好みに合った質で安いものを買わなければいけないわけです。ところが、日本の消費者というのは、それで変なものをつかむと、すぐに監督不行き届きだといって監督当局を非難する。すると、それを得意になって代議士が国会でしゃべる。すると、びっくりして、行政は規制を強化するということの繰り返しをしています。絶対にこれからそういうことをしてはいけません。」⁽²²⁾（傍点は引用者）

こうした消費者の自己責任が強調されるようになったきっかけは、1993年9月に発足した首相の私的諮問機関「経済改革研究会」（座長・平岩外四経団連会長）がまとめた中間報告「規制緩和について」（1993.11.8）にある。

この中間報告は、新自由主義の競争原理による経済的効率性の向上、市場経済重視という基本原理に立って、その妨げとなっている公的規制を大幅に緩和・撤廃することをねらいとした。中間報告では、この公的規制を経済的規制と社会的規制の2種類に分け、「需給調整の観点から行われている参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制」などの経済的規制は原則として廃止し、「安全・健康の確保、環境保全、災害の防除などの社会的見地から行われる」社会的規制は、必要最小限にとどめるとした。

このうち後者の社会的規制の緩和は、消費者の安全性や生活環境の悪化をもたらす危険性をもつだけに、極めて深刻な問題であった。とりわけ、中間報告では、消費者に対する保護の見直しを強調するために、「自己責任」を持ち出して、つぎのように述べた。

「消費者保護のために行われる規制は、自己責任原則を重視し、技術の進歩、消費者知識の普及などを踏まえ、必要最小限の範囲、内容にとどめる。」⁽²³⁾

今まで、これほどまで明確に、消費者の自己責任を強調した公文書はなかったといつてよい。それだけに、この中間報告はセンセーショナルであった。

Ⅶ 金融システム改革と自己責任社会の問題点

その次に衝撃的であったのが、1996年11月に打ち出された金融システム改革、いわゆる日本版金融ビッグバン構想であった。そこでは、Free（市場原理が働く自由な市場）Fair（透明で信頼できる市場）Global（国際的で時代を先取りする市場）の3原則を金融システム改革のスローガンにし、2001年までに東京をニューヨークやロンドンに並ぶ金融市場として再生する目標を掲げた。

こうして、いよいよ日本においても1998年から、大胆で急激な金融システムの大改革＝日本版金融ビッグバンが始まった。このビッグバンは、単に銀行、証券、保険会社など金融機関の規制緩和を進めるだけではない。外国為替や会計制度から税制、商法、雇用慣行まで、およそ金融システム全般を、国際基準（グローバル・スタンダード）に合わせて徹底的に改革することを目的としている。

予定どおり、こうした金融システム改革が実施されていけば、株式売買手数料や金融商品の設計は自由になるばかりか、銀行、証券、保険会社の相互参入は促進され、銀行、証券、保険という業態の枠を越えた再編が急速に進んでいく。さらに、持株会社の解禁や外資系企業の参入が、この再編を加速させ、体力のない金融機関に淘汰を迫るのは確実であろう。

事実、ビッグバンの波は、早くも私たちの眼前で金融機関の相つぐ破綻という形で現れている。1997年11月の三洋証券の会社更生法適用申請に始まった金融破綻の波は、北海道拓殖銀行の北洋銀行への営業譲渡、山一証券の自主廃業、徳陽シティ銀行の仙台銀行などへの営業譲渡や日本長期信用銀行の経営破綻へと広がっていき、まさに止まるところを知らない感がある。

それにつれて、自己責任をとる主体が金融機関側から、その利用者である消費者にすりかえられ、消費者の自己責任が強調されはじめるのである。そしてこの頃から、きまって金融ビッグバンに関する手ごろな解説書には、金融機関を利用する者の自己責任が、つぎのように強調されるようになる。

「ビッグバン実施後は金融機関の自由競争が促進され、優勝劣敗による金融機関の淘汰が進み、敗者となった金融機関の経営破綻が数多く発生することが懸念される。また、ビッグバンによる抜本的な規制緩和は、金融行政が金融機関の参入規制、商品規制など事前予防的規制が後退し、事後の監視強化の方向への転換を迫ることになる。そうした中で、預金者、個人投資家、保険契約者等の消費者は取引先の金融機関や金融商品・サービスの選択とその結果に関して、厳しく自己責任を求められるようになっていく。」⁽²⁴⁾（傍点は引用者）

「ビッグバンで、金融資産の運用方法は多様化し、様々なチャンスが増加したことは事実です。しかしそれは、『自己責任』の原則と裏腹の自由です。これからはとにかく、自分自身でよく勉強して決める時代です。セールスマンのせいにはしないこと。他人の言うことをそのまま信じるのは危険なのです。」⁽²⁵⁾

現在わが国では、個人金融資産の55.7%が銀行や郵貯などへ預貯金として向けられ、株式や投資信託、債券への投資は11.9%となってる⁽²⁶⁾。一方、アメリカでは預貯金は16.1%で、株式や投資信託、債券への投資は43.1%である⁽²⁷⁾。したがって、1200兆円といわれる日本の個人金融資産を、アメリカのようにもっと投資に向かわせ、証券市場を活性化させることが、金融ビッグバンのねら

いの1つとなっている。

今後、この莫大な個人金融資産の獲得をめざして、外資系を含めた激しい金融機関どうしの競争が、規制緩和・自由化のなかで展開されるため、元本保証のないリスクの高い金融商品が、続々と売り出されていく危険性が高まっていくであろう。金子 勝氏は、こうした事態での国民の投資行動を、すべての人にギャンブラーになれと言うに等しいと述べて、つぎのように述べている。

「規制緩和の名の下にセーフティーネットを外してゆくと、市場が不安定化するために自己決定の領域は著しく狭まってしまう。たとえば主流経済学者は、ビッグバン後は自らが失敗のリスクを負う『自己責任』原則で貯蓄・投資をしなければならないと主張する。しかし、毎日のように乱高下する株価や通貨を眼前にして、人々がなしうる自己決定とはギャンブラーのそれに他ならない。つまり市場の不安定性を問題にすることなく、市場競争の下では失敗すれば自らリスクをとるべきだとする主流派経済学の主張は、すべての人にギャンブラーになれと言うに等しい。」⁽²⁸⁾

このギャンブラー的行動によって国民の側に被害が出るが、そのことで、金融機関の自由で効率的な経済活動が妨げられるようなことになっては困る。被害の責任は国民にかぶってもらって、国民自身が金融商品を選ぶ眼が足りなかったとあきらめてもらいたい。——このような金融機関側のイデオロギー的役割を担って、消費者の自己責任が、つぎのように強調されるのである。

「将来の財産形成のために投資を勧められ、結果として財産を失った場合、これまでの発想ですと、まず勧めた相手もしくは会社を責めるでしょう。しかし、これは自己責任の考えからいくと間違いです。最終的に決断したのは自分ですから相手を責めるのはお門違いというものです。」⁽²⁹⁾

このように金融ビッグバンは、従来の護送船団方式から自己責任への大転換であると宣伝され、金融機関の自己責任から、それを利用する消費者の自己責任へと、その強調点が移しかえられていく契機となった。

そもそも自己責任とは、商品交換社会における契約の自由という観念から生まれたもので、契約の当事者どうしは対等でなければならないということが、その前提となっている。しかし、金融の専門家集団である金融機関と素人である消費者個人とが、対等の契約者であると想定すること自体が問題である。

この問題性が、最も鋭いかたちで表面化したのが、つぎのような、バブル経済とその破綻にともなっておこった各種の金融トラブルであった。

銀行が顧客に十分な説明もしないで土地や株、ゴルフの会員権などをすすめ、その資金を融資したが、その後の地価や株価の暴落、ゴルフ場の倒産によって、顧客が銀行へ資金の返却ができなくなったケースが続出した。なかでも、裁判に持ち込まれたケースで最も多かったのが、変額保険をめぐるトラブルであり、全国で600件にもおよぶ裁判がおこされている。

この変額保険とは、もっぱら株式によって運用される保険商品で、従来の定額保険とは違い、死亡時の最低保障こそあるものの、生命保険会社の運用がうまくいかず損失が出れば、それは全額加入者の損失とされる。いわば、変額保険は保険とは名ばかりで、むしろ証券投資信託商品と類似性を持ち、極めてリスクの高い商品である。

このような性格をもった変額保険を、バブル経済期に銀行員がそのリスクの説明も不十分のまま、顧客に「相続税対策になるから」と勧めて加入させたのである。その際、顧客は保険料を一括して保険会社に払い込むために、多額の金を銀行から借りるのだが、その際にも銀行員は、「いま保険の運用成績がよいので、その解約返戻金で銀行からの借入金を返済すればよい」ともちかける。その言葉を信じて加入したものの、その後の株価の値下がりによって保険の運用成績は落ち込み、期

待した解約返戻金は少なく、銀行への返済ができなくなってしまったのである。

しかし裁判において、銀行は一貫して借り手の自己責任を主張し、貸し手である銀行側の責任を決して認めようとはしない。ここに、先進国では判例として確立しつつある貸し手責任(レンダー・ライアビリティ)を認める流れに逆行する、日本の銀行の無責任さがある。

真に自己責任を感じなければならないのは、金融機関自身ではないのだろうか。なぜなら、金融機関およびそこで働いている人々は、金融のエキスパート(専門家)である。この金融専門家がその専門性を悪用して、バブル期にさまざまな金融犯罪や反社会的行為を行なった事実を、私たちは忘れてはいない。したがって、まず問われなければならないのは、金融機関の自己責任であるはずだ。

それにもかかわらず、現在流行している「自己責任」という言葉は、こうした金融機関の反社会的行為を免罪し、もっぱらその責任は金融機関を利用する国民の側にあると思わせ、金融機関の被害にあっても、「自分の責任だから」と国民にあきらめさせる役割を果たそうとしている。

国民が「自己責任」を感じれば感じるほど、金融機関は自己責任から免罪されるという、金融機関には都合のよい状態をつくり出しているのである。しかも、現在の政府のやり方は、以前にも増して金融機関への莫大な公的資金の投入によって金融機関を保護することにある。これでは、いつまでもたっても金融機関に自己責任意識が育ちようがない。金融機関にモラルハザード(倫理観の欠如)を助長していると言ええる。

そうだとすれば、これは大変危険なことだ。本来、責任をとるべき者が責任をまぬがれ、被害者である国民がその責任をとらされる社会は、無責任社会そのものである。

Ⅷ 経済的効率性優先社会の帰結

さらに日本での特徴は、行政側の無責任さが付け加わって、銀行取引における消費者保護法・制度が全面的に欠落していることにある。この点、アメリカの証券取引法やイギリスの金融サービス法が、株、債権、ゴルフ会員権、保険に至るまで誤解をまねく売り込みや取引の禁止、広告の制限、違法の際の損害賠償まで消費者保護を規定しているのと極めて対称的である。

このように、わが国の場合には、消費者に自己責任を求めるにしても、そのための前提条件の整備は極めて不十分である。したがって今後、金融ビッグバンが強力に実施されていけば、本来、金融機関が負うべき責任を、その利用者である消費者が一方的に負わされる危険性は、ますます増大していくことになるであろう。現在、金融の分野ほど「個人が自ら責任を負えないことがらに起因する不条理な苦痛」を味わわなければならない分野はないと言える。

しかし、このような事態は、現在の日本において金融以外のさまざまな分野においても見ることができる。

まず、労働の分野では、雇用の不安定化や労働者の権利の縮小が進んでいる。企業のリストラによって、過去最悪の失業率4.9%、失業者327万人(2000年2月)にのぼる大量の失業者が生み出されているとともに、サービス残業を合法化する裁量労働制・変形労働時間制の拡大、職労紹介事業や労働者派遣事業の原則自由化・民営化がすすめられ、不安定雇用や無権利労働者の拡大がすすんでいる。さらに、失業者に対する失業手当の給付日数の削減や、雇用保険料の労働者負担の増大を柱とする雇用保険法の改正が行われようとしている。

また、社会保障の分野でも、医療保険の患者自己負担が増加され、1997年9月から従来の10%負

担から20%負担へと倍増された。加えて、老人医療では1998年4月から高齢者の入院医療費が1日1100円にアップされ、保険から外されて自己負担となった入院食費1日650円と合わせて1ヵ月自己負担額は55,800円となり、国民年金の平均支給額46,000円を上回った。さらに、厚生年金の支給開始年齢を段階的に65才まで遅らせることや、現役サラリーマンの手取り資金の伸びにあわせて年金額を改正する「賃金スライド」制を廃止することによって、年金の額の伸びを抑えようとする年金制度の改正が進められようとしている。

消費者保護の分野では、わが国のWTOへの加入に伴って、輸入食糧の安全基準の緩和・低下が進んでいる。特に、わが国の食糧自給率の低下に歯止めがかからず、食糧確保の問題が懸念されているだけでなく、輸入食糧の安全基準が規制緩和によってグローバル・スタンダードにあわせる方向で下方修正されていることは、国民の食糧に関する不安を今後も高めることになるだろう。これは、国民の健康に直結するだけに、決して見過ごすことのできない重大な問題である。

こうして現在日本の社会は、金融システムや労働、社会保障、消費者保護などの広範な分野にわたって、個人自らが責任を負えないことがらに起因する不合理的な苦痛が増大していく社会である。しかし、それにもかかわらず、これらのリスクを社会が負担するのではなく、いっそう個人の責任が強要される自己責任社会となっていくつつある。このような社会は、先に検討した歴史の進歩の指標である価値基準に照らしてみれば、明らかに歴史の逆行であると言える。

こうした社会がつけば、そこで生活する人間は自ら責任の負えないことに起因する不合理的な苦痛を背負い込み、経済的効率性にもとづく競争社会の中で、ますます連帯感を失くした孤独な存在と化していく危険性がある。とてつもなく不安定な社会を背景に、どうしようもないリスクを自ら背負い、それに対処しなければならぬ個人を襲う無力感は、その袋小路から逃れようともがき苦しむ。求める先は、個人を超えて疑似的に安らぎを与えてくれる全体主義的な国家体制である。二度と繰り返してはならないファシズムの足音を、このような日本の社会状況から感じとるのを、いちがいに早計であるとばかりは言えないであろう。

おわりに

あらゆる社会科学がそうであるように、自己の狭い研究から得られた原理を、その他の社会分野に機械的に当てはめる愚をおかしてはならない。当然のような、こうした考え方が、現在では通用しないかのようなのである。その典型が経済学にみられる。経済的効率性という名の経済合理主義が社会保障や教育および政治などの分野に、社会の進歩や発展を保証する価値基準として広範に適用されている事態を観察することは容易である。本稿では、その一端を経済的効率性の問題点として検討した。そこで得られた結論は、つぎのとおりである。

現在の日本では、経済的に効率性が高いことが、あまりにも無条件に良いこととされ、この効率性が、社会のすみずみにまで強引に入りこもうとしている。すなわち、教育や社会保障や政治、文化などの、本来入ることを許されないような分野にまで、効率性が土足で入ってくるという実態がある。

別に私は、効率性全般を否定するつもりはない。経済的効率性も、必要な場合がある。必要な場合があるけれども、その効率性が、あまりにも肥大化して、教育の分野であるとか、社会保障・社会福祉の分野であるとか、教育、政治、文化や人の心の問題にまでも、影響力を発揮しすぎているのではないか。

物事には、はっきりと「これは良い」「これは悪い」というふうに答えられるものもある。しかし他方で、物事には程度というものがある。薬でも、適度であれば病を治すことができるけれども、その薬を一度にたくさん飲めば、かえって病気になってしまう。場合によれば、死ぬかもしれない。

これと同じで、経済的効率性は、ある分野においては必要であるけれども、それをいろいろな分野に、しかも程度を大きくして適応するとすれば、それは明らかに、社会にとって不幸をもたらす方向に作用する。日本は極端な「効率性優先社会」になりつつある。私は、この点にこそ、現在日本社会の病理の原因があると考えている。行き過ぎた効率性の追求は、徐々に人間および人間社会を崩壊させていくにちがいない。

それを避けようとするれば、経済的効率性に代わる進歩や発展の価値基準を新たに設定し、この基準に基づいて社会システムを改革しなければならないであろう。経済的効率性に代わるこの新たな価値基準とは、本稿で検討したように、「個人が責任を負えないことがらに起因する不条理の苦痛を社会的に除去するか軽減することである」と設定するのが有効である。

すなわち、社会の進歩や発展を計るメルクマールは、個人で解決しえないリスクを社会的にサポートする制度が、いかに充実しているかどうかである。この制度が充実している社会こそ、進歩や発展という言葉を付するのに値する社会と言える。それなのに、現代社会はわが国にみられるように、個人が責任を負えないことから生ずる不条理を社会的に除去あるいは軽減しようとするのではなく、もっぱら個人の責任に任せようとする自己責任社会へと向かって突き進んで行こうとしている。

現在すすめられている規制緩和・自由化に基づく経済的効率性を優先した競争社会の中で、そこから生じる不条理の苦痛を、もっぱら個人的に負わされ、その負担に耐えられず人間が歴史に翻弄されていくことを許容する社会を、決して、進歩した社会や発展した社会と呼ぶことはできないであろう。

注

- (1) 経済企画庁国民生活局編『個人生活優先社会をめざして』1991年11月、序文1～2ページ。
- (2) 同上、本文1ページ。
- (3) 同上、本文19ページ。
- (4) 『朝日新聞』1991年1月4日。
- (5) 経済企画庁『生活大国5か年計画——地球社会との共存をめざして——』1994年、2ページ。
- (6) この状況を見るために、橋本首相の施政方針演説から、つぎの一節を紹介しておこう。

「強じんな日本経済を再建するためには、富をもたらした新たな雇用をつくり出す重要なかぎとなる新しい産業について、資金、技術、人材などの観点から環境を整備し、成長が期待される分野に応じて総合的な施策を展開しなければなりません。また経済的に、効果の大きい規制の撤廃や緩和、企業税制の改革や持株会社の解禁などを通じ、魅力ある事業環境を整備し、経済的効率性や柔軟性と産業の競争力を高めることが不可欠です。」(傍点は引用者)

(『朝日新聞』(夕刊)1997年1月20日)

- (7) 『朝日新聞』(夕刊)1996年11月29日。
- (8) 同上。
- (9) 『朝日新聞』(夕刊)1997年1月20日。
- (10) 同上。
- (11) 館 龍一郎「金融制度の改正について」全国銀行協会連合会『金融』1991年8月号、5～6ページ。

- (12) 盛田昭夫『『日本の経営』が危ない』『文芸春秋』1992年2月号, 102ページ。
- (13) 小松 康「ユニバーサルバンクの構築がワールドバンクの条件」『金融財政事情』1985年8月19日号, 25ページ。
- (14) 『読売新聞』1992年1月28日。
- (15) 経済戦略会議「日本経済再生への戦略」(答申) 1999年2月26日。
- (16) 市井三郎『歴史の進歩とはなにか』岩波書店, 1971年, 197ページ。
- (17) 同上, 196ページ。
- (18) 「株価15000円台で戦後最大の不況が来る!」『週刊文春』1997年11月13日号, 37ページ。
- (19) 日本人生設計士協会編『自己責任時代のライフプラン指南——心の安らぎを求めて——』きんざい, 1998年, 4ページ。
- (20) A・ギャンブル著, 小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家』みすず書房, 1990年, 49ページ。
- (21) 中谷 巖, 大田弘子『経済改革のビジョン——「平岩レポート」を超えて——』東洋経済新報社, 1994年, 175ページ。
- (22) 同上。
- (23) 日刊工業新聞特別取材班編『平岩レポート——世界に示す日本の進路——』日刊工業新聞社, 1994年, 191ページ。
- (24) 日興リサーチセンター編『全詳解 金融大改革のすべて——ビッグバンで現れる世界——』東洋経済新報社, 1997年, 120ページ。
- (25) 長島恒雄『手にとるようにビッグバンがわかる本』かんき出版, 1997年, 184ページ。
- (26) 『ファイナンス』1997年7月号。
- (27) 同上。
- (28) 金子 勝『反経済学——至上主義的リベラリズムの限界——』新書館, 1999年, 305ページ。
- (29) 前掲『自己責任時代のライフプラン指南——心の安らぎを求めて——』5ページ。

(2000年5月1日受理)